（別紙）

第１　当事者の表示

[redacted]

[redacted] ＫＯＲＥＡ

（大韓民国[redacted]

原　　告　[redacted]

訴訟代理人司法書士　長　谷　川　　聡

訴訟復代理人司法書士　中　　村　　昌　　樹

横浜市[redacted]

被　　告　[redacted]

第２　請求の表示

請求の趣旨及び原因は，訴状記載のとおりであるから，これを引用する。

第３　和解条項

１　被告は，原告に対し，本件解決金として，１０万円の支払義務があることを認める。

２　被告は，原告に対し，前項の金員を次のとおり分割して，原告代理人「ハセガワサトシ」名義の[redacted]銀行本店の普通預金口座[redacted]に振り込む方法で支払う。

平成２３年１１月から同２３年１２月まで毎月末日限り，各５万円

３　原告は，その余の請求を放棄する。

４　原告及び被告は，原告と被告との間には，本件に関し，この条項に定めるほか，何らの債権債務がないことを相互に確認する。

５　訴訟費用は，各自の負担とする。

以　　上